

物品購入等競争参加者の選定等に関する達(平成7年12月4日達第23号)(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第2条 契約職は、次の各号のいずれかに該当する者を、一般競争に参加させることができない。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- 二 第6条に規定する審査の日前2年以内に次のイからホまでに掲げる行為をした者
- イ 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者
- ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ニ 発注者が行う検査又は監督を妨げた者
- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 三 前2号に該当する者が役員である法人
- 四 第1号及び第2号に該当する者が支配人である個人
- 五 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 六 第5条に定める一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(平27達38・一部改正)